

◎新潟県告示第1057号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年9月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 起業者の名称
社会福祉法人はなみずき福祉会
- 2 事業の種類
ひごし中央保育園敷地拡張・建替え事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分
長岡市高瀬町字浦田地内
- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

ひごし中央保育園敷地拡張・建替え事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する第2種社会福祉事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、「長岡市公立保育園民営化実施計画」に基づき、市立保育園の移管先として市より選定された法人であり、また本件事業に必要な経費については、自己資金のほか借入金及び補助金により予算措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

ひごし中央保育園は、長岡市が昭和55年に長岡市立日越保育園として建設し開園したが、施設の老朽化の状況や児童数の推移などを考慮し、市の方針により、平成29年度に民営化保育園として選定され、起業者に移管されたものである。

当該保育園の現在の園舎は、築37年が経過し、老朽化による施設の劣化と、中越大震災等の度重なる被災による損傷により著しく危険な状況である。また、近年、日越地区では住宅地の供給が多く、乳幼児数の増加が見込まれているところ、現在の園舎の規模では、厚生労働省の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に照らし、新規の入園希望に対応することができない。さらに駐車場不足から、児童を送迎するための車が、園周辺の市道に列を作っており、近隣住民に迷惑である上、大変危険であった。本件事業は、これらを解消するため、現在の敷地を拡張し、将来の児童数の増加に見合った定員に対応する規模の園舎に建て替えるとともに、駐車場及び送迎レーンを整備するものである。

本件事業の実施により、定員増加に対応できる規模で、耐震性に優れた安全な園舎となり、地域住民のニーズに応じた保育活動が実施できるものである。また、送迎時の路上駐車解消により、園児や道路利用者にとって安全が確保されることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業は、既存の敷地と一体の工事となり、保育活動を継続しながらの建設となるため、工事の騒音や振動等、園児への影響が懸念されるが、施行に当たっては、建物周辺を防音シートで覆い、騒音の低減、拡散に努めるほか、園児の昼寝時間中は大きな音や振動の生じる工事は避けるよう配慮することとしている。また、工事期間中は屋外遊技場の使用が不便となるが、運動会等行事の実施については近くの日越小学校と連携して行うなどの計画であり、影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地は、鳥獣保護区に含まれておらず、周知の遺跡や史跡名勝天然記念物も存在しない旨、それぞれ市の担当課に確認している。また、起業地のうち、拡張しようとする土地は現在、田であるが、既存の敷地を活用することで拡張面積をできるだけ小さくするとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、農業への配慮や園児が安心・安全な環境で保育できる場所であること等を条件に3箇所を選定し、社会的条件や経済的条件をも考慮して比較検討した結果、失われる農地の

面積が最も少なく、周辺住家等の騒音の懸念も小さい本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の園舎は、老朽化と震災による損傷が著しく、危険であり、耐震性のある安全な園舎の改築が早急に必要であると認められる。また、住宅団地の分譲に伴い、地区の乳幼児数の増加が見込まれることから、定員増加に速やかに対応すべきと考えられ、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

長岡市役所さいわいプラザ（保育課）